○○まつり露店等出店に係る規約（モデル規約）

（目的）

第１条　この規約は、鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第３号）に基づき、暴力団排除を推進するとともに、露店、屋台その他これらに類する店（以下「露店等」という。）の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を促進し、もって社会環境の維持及び参加者、来場者の安全を確保することにより○○まつりの健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（露店等の出店申込）

第２条　○○まつりに露店等を出店しようとする者（以下「出店者」という。）は、○○まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定める日までに、出店申込書（様式第１号）、表明・確約に関する同意書（様式第２号）を実行委員会に提出し、確認を受けなければならない。

　　なお、表明・確約に関する同意書には、使用人名簿及び使用人の本人確認書類を添付しなければならない。

２　実行委員会は、出店者から提出された書類の内容を審査し、適当と認める場合は、出店を許可し、出店許可証を交付するものとする。

（出店の拒否）

第３条　実行委員会は、出店者及び使用人（以下「出店者等」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、露店等の出店を許可しないものとする。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団の活動又は運営に協力する者

(3)　暴力団員と生計を一にする家族及び同居人

(4)　暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、名目のいかんを問わず、金品その他財産上の利益を供与する者

（警察への意見聴取）

第４条　実行委員会は、出店者等が前条各号に掲げる者か否かについて調査するため、出店申込書、表明・確約に関する同意書等を警察に提出し、意見を聞くことができる。

（出店場所の指定）

第５条　出店場所の指定は、実行委員会の定める方法で公平に行うものとする。

（名義貸し等の禁止）

第６条　出店許可証は、出店者本人に対する許可であり、名義貸し、出店許可証の転貸借等についてはこれを禁止する。違反者については、許可を取り消すとともに、以後の出店も認めないものとする。

（出店許可証の掲示等）

第７条　露店等の出店許可を受けた者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部からよく見える場所に掲示して営業しなければならない。

　　また、露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯しなければならない。

（出店許可の取消し）

第８条　実行委員会は、第２条第２項の規定により出店を許可した露店等について、次の各号にいずれかに該当する場合は、何らの催告も要することなく、出店を取り消すことができる。

　 (1)　出店者等が、第３条各号の規程に該当すると判明した場合

　 (2)　出店許可を受けた者が、虚偽の申請により出店許可を受けたことが判明した場合

　 (3)　出店許可を受けた者と現に出店している者が、異なることが判明した場合

　 (4)　出店中に、粗暴な行為、卑猥な言動その他客に迷惑をかける行為を行った場合

　 (5)　半裸体、入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合

　(6)　実行委員会等大会関係者の指示に従わなかった場合

（露店等の使用人変更の届出）

第９条　露店等の出店許可を受けた者が、やむを得ず事前に申請した者以外の使用人を営業に従事させる時は、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

（撤去等の措置）

第10条　実行委員会は、当規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正するため、撤去等の必要な措置を執らせることができるものとし、出店者に損害が生じても実行委員会は何らこれを賠償ないし保証することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去により実行委員会に損害が生じたときは、出店者が損害を賠償するものとする。

（その他）

第11条　この規程に定めのない事項については、その都度、実行委員会が協議の上決定するものとする。

附則

本規約は、令和○年○月○日から施行する。